

中学校特別支援学級在籍生徒の高等学校における副学籍設置要領

平成 年 月 日
奈良県教育委員会

1 趣旨

この設置要領は、県教育委員会が、中学校特別支援学級から県立特別支援学校高等部（以下「在籍校」という。）に進学する生徒（以下「対象生徒」という。）を対象に、県立高等学校に副学籍を設置するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 副学籍による指導の目的

副学籍による指導は、次に掲げることを目的とする。

- (1) 対象生徒が、中学校で取り組んだ部活動に継続して取り組み、高等学校における部活動の指導を通して、その力量を向上させるとともに、社会で自立するための資質を育むこと。
- (2) 県立高等学校（以下「副学籍校」という。）の生徒が、同じ社会で生きる人として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶこと。
- (3) 障害のある生徒と障害のない生徒が共に学び育つことができる体制作りを進めること。

3 副学籍による指導の内容

副学籍による指導の内容は、対象生徒が、副学籍校の部活動に参加し、当該副学籍校の生徒と共に部活動に取り組むこととする。なお、副学籍校における部活動の指導は、当該副学籍校の教員によるものとする。

4 副学籍の対象となる者

- (1) 次の①～⑤の要件をすべて満たし、県教育委員会が、在籍予定である県立特別支援学校長及び副学籍予定の県立高等学校長との協議に基づき副学籍による指導が適当であると認める者とする。
 - ① 次年度、県立特別支援学校高等部1年生に在籍することが確定していること。
 - ② 中学校において3年間継続して同一の部活動に取り組み、県立高等学校の部活動に継続して取り組む意志があり、高等学校における専門的な指導が必要であること。
 - ③ 在籍予定の県立特別支援学校に自力通学ができるなど、一定の社会的適応力を有していること。なお、副学籍校への登下校は、保護者の責任の下に行うこと。
 - ④ 在籍予定の県立特別支援学校に、中学校において取り組んでいた部活動が設置されていないこと。ただし、より専門的な指導が必要である場合はこの限りでない。
 - ⑤ 副学籍校での部活動の参加について、本設置要領の趣旨や目的、内容等を理解し、保護者の責任において承諾できる者であること。
- (2) その他、高等学校の部活動に参加する際に部員間の理解や支援が得られる場合など、(1)に進じて県教育委員会が、在籍予定である県立特別支援学校長及び副学籍予定の県立高等学校長との協議に基づき副学籍による指導が適当であると認める者とする。

5 公簿等の扱い

在籍校は、対象生徒の指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に副学

籍校及び副学籍校における部活動での指導について記載するものとする。

6 実施手続き

市町村教育委員会は、副学籍による指導を希望する生徒について、当該生徒が市町村立中学校3年生に在籍中に、申請書（第1号様式）を県教育委員会に提出する。

7 副学籍協議会（仮称）の設置

県教育委員会は、6の申請に係る生徒が進学予定である県立特別支援学校、当該部活動を有する県立高等学校及び県教育委員会で構成する副学籍協議会（仮称）（以下「協議会」という。）を設置する。協議会は、副学籍校の指定及び部活動の指導に係る協議を行う。

8 実施決定

県教育委員会は、協議会で協議の上、申請に基づく当該部活動を有する県立高等学校を副学籍校として指定する。指定する期間は、対象生徒が、県立特別支援学校に在籍する間とする。

県教育委員会は、副学籍校として指定したときは、第2号様式により当該県立高等学校長に通知するとともに、第3号様式により進学予定の特別支援学校長に通知する。また、第4号様式により申請のあった市町村教育委員会に通知する。

9 計画の立案

(1) 在籍校は、副学籍校における指導を自校の教育活動の中に位置付け、「個別の教育支援計画」に明記するものとする。

(2) 在籍校は、「個別の教育支援計画」を基に、対象生徒に関する目標、指導内容や方法、副学籍校に伝える配慮事項等を保護者と確認するものとする。

10 配慮事項

在籍校は、副学籍校と随時連絡を取り合い、副学籍校による指導の実施状況等について共有するものとする。

副学籍校は、在籍校と連携し、対象生徒の障害の特性等について理解するとともに、必要な配慮を行うものとする。

11 事故防止及び事故発生時の対応

部活動における事故防止については、日頃から在籍校と副学籍校の連絡を密に行い、生徒の健康安全面及び施設設備の安全確保に十分留意するものとする。

また、怪我等の応急措置については副学籍校で、事故報告、独立行政法人日本スポーツ振興センター給付等の手続きについては在籍校で対応するものとする。

12 その他

4に規定する要件を満たさなくなった場合は、協議会で協議の上、副学籍による指導の指定を取り消すものとする。

附 則

この要領は、平成28年 月 日から施行する。

<第1号様式>

第 号
平成 年 月 日

奈良県教育委員会事務局
学 校 教 育 課 長 殿

〇〇〇教育委員会教育長

県立高等学校の副学籍による部活動指導 申請書

県立高等学校の副学籍による部活動指導について、下記のとおり申請します。

記

生徒氏名	
在籍校及び学年	
住所	
電話番号	
保護者氏名	
中学校で所属していた部活動	
申請理由	

<第2号様式>
教 学 第 号
平 成 年 月 日

(副学籍を置く学校長宛て)

学 校 教 育 課 長

副学籍校の指定について（通知）

奈良県立特別支援学校に在籍予定の次の生徒について、貴校を副学籍校として指定します。

ついては、在籍校と連携して副学籍による部活動指導を実施願います。

案

1 生徒氏名

2 在籍予定校・学年

3 副学籍を設置する日

平成〇年〇月〇日より

<第3号様式>
教 学 第 号
平 成 年 月 日

(在籍予定の学校長宛て)

学 校 教 育 課 長

副学籍校の指定について（通知）

この度、貴校に在籍する生徒の副学籍校の指定について、次のとおり決定しましたので通知します。

については、副学籍校と連携して副学籍による部活動指導に協力願います。

案)

1 生徒氏名

2 副学籍校

3 副学籍を設置する日

平成〇年〇月〇日より

<第4号様式>
教 学 第 号
平 成 年 月 日

〇〇〇教育委員会教育長 殿

奈良県教育委員会事務局
学 校 教 育 課 長

副学籍校の指定について（通知）

このことについて、下記のとおり副学籍校を指定します。

記

- 副学籍校名
奈良県立 高等学校
- 生徒氏名
- 学年
- 在籍予定学校名
奈良県立 養護学校
- 副学籍を設置する日

案)

平成〇年〇月〇日より

特別支援学校生徒の高等学校における副学籍による指導の研究指定の報告

研究の概要

平成25年度から3年間、出身中学校において3年間継続して同一の部活動に取り組んでいた県立特別支援学校在籍の生徒を対象として、地域の県立高等学校に副学籍を置き、部活動を中心とした活動を実施し、その教育的効果を研究した。

対象の生徒は、中学校（特別支援学級在籍）時、野球部に所属しており、特別支援学校高等部に入学後も継続して部活動に取り組みたいとの希望があったが、当該学校には野球部がないことから、対象生徒の居住地にある県立五條高等学校に副学籍を置き、野球部員として部活動に取り組んだ。対象生徒は、特別支援学校の授業が終わった後や土日も含めて、野球部の部活動に熱心に取り組むとともに、合宿等にも参加した。

また、対象生徒が部活動に参加するだけでなく、高等学校の生徒が特別支援学校の文化祭や運動会にも参加し、障害のある児童生徒と活動を共にするなどの取組を行った。

この取組を通して、対象生徒の人間関係の広がりや活動への自信が芽生えるとともに、高等学校の生徒にも、障害のある生徒との自然な関わりが生まれ、障害者理解が進んだと考える。

1 研究の目的

特別支援学校高等部在籍の生徒が、居住地にある高等学校に副学籍を置き、部活動に取り組むことによる教育的効果を考察するとともに、障害のある者と障害のない者とが共に学ぶ教育の推進についての方策を検討する。

2 対象生徒及び研究指定校

対象生徒	県立大淀養護学校 高等部男子生徒（ダウン症）
出身中学校	五條市立五條西中学校
研究指定校	県立五條高等学校

3 取組

(1) 活動期間等

- ・平成25年5月～平成28年2月
- ・春期合宿（平成26年3月、平成27年3月）に一部参加

(2) 対象生徒の様子

- ・担当教員の指示を聞いたり、他の部員の行動を見たりして自分の役割に気付き、状況に応じて行動できることが増えた。
- ・教員や部員に対して、自分から挨拶ができるようになり、先輩や後輩等の世代の違

いに応じた言葉遣いができるようになった。

- ・部員と共に野球部の活動に取り組み、運動機能や体力が向上した。

(3) その他

県立五條高等学校の野球部員や生徒会役員が県立大淀養護学校の行事に参加

- ・文化祭（平成26年11月、平成27年11月）、5名参加
- ・運動会（平成27年10月）、7名参加

4 研究の成果

部活動において、先輩との関わり方や敬語を学ぶことで、教員に対して敬語を使ったり、職場実習先で自分から挨拶したりする等の成長が見られた。また、野球部の練習中、個別に担当教員等から指示を受けるのではなく、周りの部員の行動を見て自分がどのように行動するのかを考える場面が増えた。このような姿は部活動だけではなく、在籍する特別支援学校や家庭においても見られるようになり、この副学籍による指導を通じて、主体的に行動する力を養うことができ、様々な場面においてその力を発揮することができるようになった。

県立五條高等学校の部員は、練習中、対象生徒が困っているときに積極的に言葉がけを行う等、野球部の一員として対象生徒との人間関係や友人関係を築くことができた。

この取組を通して、対象生徒にとって、自主的な行動が増えたことや先輩や後輩等のいろいろな人との関わりが生まれたことは、自立と社会参加につながる力を養うことができた。また、高等学校の生徒にとっては、障害のある生徒との間に、自然な関わりが生まれ、それによって障害者理解が以前より深くなったと考える。

5 感謝状の授与

この研究の重要性を深く理解し、3年間研究を推進した県立五條高等学校に対して県教育委員会教育長より感謝状を授与する。